

「航空法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係通達の制定案について」  
に関する意見公募の結果について

令和 7 年 3 月  
国土交通省航空局

国土交通省では、令和7年1月25日（土）から令和7年2月24日（月）まで、航空法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係通達の制定案について、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。その結果、本件に関して28件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別添のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和7年1月25日（土）～令和7年2月24日（月）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント  
意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数：28件

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 意見募集担当

## ご意見の概要及び国土交通省の考え方

項目	主なご意見	国土交通省の考え方
○制定案の項目に対するご意見		
1.目的について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の登録を免除することについて、あまり賛成出来ない。基本としては登録記号等の表示がなされるべきではないかと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機の飛行の安全の確保と、手続の負担という双方の観点に鑑みて、無人航空機の登録義務を課すことが必ずしも合理性・効率性等があると判断されない場合に当該義務の適用を除外するために、昨年、航空法施行規則第236条が改正され、要件に合致する場合は機体の登録を免除するとしたところ。</li> <li>・他方、万一事故等があった時の原因究明や所有者情報の把握、安全上必要な措置の実施には、目的にかかわらず機体の登録が必要であることはご認識のとおりです。</li> <li>・本制度は、登録原簿への登録は免除されますが、届出がなされた識別番号その他の情報により所有者の把握という無人航空機の登録制度の目的も達成できるものと考えております。</li> </ul>
2.(1) 離着陸場所管理団体の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「警察及び消防その他の関係機関からの問い合わせに適切に対応すること」について、法的根拠のない任意の問い合わせには対応する義務がないため、「～法律に基づく問い合わせに適切に対応すること」に改めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関からの問い合わせに対して離着陸場所管理団体(以下「ラジコンクラブ」という。)が適切に対応することは、安全な飛行に資するものであり、既に制定されている無人航空機登録要領においても同様に記載しておりますので、原文のままとします。</li> </ul>
2.(2) 飛行の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「飛行以外の機能を有しないこと」とあるが、趣味を目的としたカメラ、撮影、データ収集(飛行ログ、GPS衛星信号など)、自動操縦を許可の対象とすべきではないか。その場合、自動操縦については手動への切り替えやフェールセーフ機能など、安全機能を有することを条件とする。</li> <li>・「目視により常時監視して行うものであること」とあるが、目視で確認できる範囲内で飛行する目視外飛行は、許可の対象とすべきではないか。</li> <li>・カメラ、撮影は許容するものとして除外していただきたい。理由は、カメラ、撮影も娯楽目的に沿うものと考えられ、目視範囲内での飛行であれば、問題は発生しないと考えられる。</li> <li>・カメラ記録や飛行ログの取得などについては、本規則で飛行区域が制限されているので、安全性についての問題は無く、以前から趣味として行われてきたことから許可されるものではないか。</li> <li>・カメラを付けて趣味として風景を取るのだけなら問題無いのではないか。</li> <li>・単に娯楽のためにカメラを取り付けることがあるのですが、禁止でしょうか。</li> <li>・操縦席にカメラ乗せて飛行中の姿勢など記録にとり今後の飛行に役立てたい。</li> <li>・安全性が高いものを許可しないのは、理にかなっていないのではないか。</li> <li>・FPVレース用ドローンは必要な空域が異なるので、区別して取り扱うべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本通達案は、対象となる機体の登録手続等に関する利用者負担軽減を図るため、登録を不要とするものであり、娯楽を目的としたすべての無人航空機の登録を不要とするものではありません。したがって、本通達案の要件に合致しない場合は、従来どおり機体の登録が必要となります。</li> <li>・航空法では、飛行させる無人航空機の位置や姿勢を把握するとともに、その周辺に人や障害物等がないかどうか等の確認が確実にいえることを確保するため、承認された場合を除き、原則、目視による常時監視の飛行に限定しているところ。</li> <li>・公布された省令においても要件の一つとして「目視により常時監視して飛行させるもの」と明記しており、本通達案においても、管理する区域や高度の制限下で「操縦者が肉眼で常時確認できる範囲で、自動操縦によらずに飛行させるものであって、操縦者が肉眼で常時監視できる範囲を超えて飛行を可能とする目視外飛行能力(自律飛行やFPVによる飛行能力を含む)を有しない機体であること。」を条件に登録義務を免除することとしております。</li> <li>・また、目視外飛行の機能を備える機体は、操縦者が肉眼で常時確認できる範囲を超えて飛行する能力を有しており、安全を損なう飛行や不適切な事案があった場合に適切に対処するべく、国として飛行させる者を把握できるようにするため、本制度の対象とはせず機体ごとの登録は必要であると考えます。</li> <li>・このため、娯楽という目的のほか、操縦者が機体及びその周囲の状況を常時監視できる範囲で、機体を手動で操作する飛行に限定し、飛行以外の機能や目視外飛行の機能を有する機体は対象外としたものです。</li> <li>・このことから、該当する飛行要件については原文のままといたします。</li> </ul>
2.(2) 飛行の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「構成員が行うものであること」とあるが、近隣のクラブとの交流や大会などで他のクラブの飛行場に行き飛ばす場合が多くある。この場合でもクラブの構成員に限定するのでしょうか。</li> <li>・機体仕様限界に記載のある最大重量15kgは重すぎるのではないかと(銃器や爆弾等が容易に積める機体で作れる重さである。)</li> <li>・燃料についても規定を設けた方が良いのではないかと。</li> <li>・娯楽用はもっと低い重量・出力で抑えるべきではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機登録要領において、ラジコンクラブの登録申請代行に関する手続きにおいて簡素化を図るため、あらかじめ飛行させる機体は、ラジコン団体等が定めた機体仕様限界内の機体で飛行を行うこととしています。</li> <li>・この機体仕様限界は、ラジコンクラブのクラブ員が安全な飛行を目的として規約等に基づきその範囲内の機体のみを飛行させることとしています。また、この値は日本航空模型連盟が定めた模型飛行士登録適用一般機体仕様限界と一致するものです。従って、機体重量のみをもって目的を判断するものではありません。</li> <li>・また、ラジコン機については、その構造上電動機だけでなく、エンジンを搭載しているものもあり、一定以上の機体重量となりますが、懸念されている貨物輸送などを目的とする飛行は、本制度の対象外となりますので、引き続き機体の登録や許可承認の手続きが必要となります。</li> </ul>

## ご意見の概要及び国土交通省の考え方

項目	主なご意見	国土交通省の考え方
3.届出に係る手続きについて	<p>オンラインの届出について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出を管理する担当者個人のDIPS登録IDで行うのでしょうか。</li> <li>・DIPSの飛行計画は最大で24時間までとなっていますが、3年有効なのに24時間毎に届出は不要と考えてよいのか。</li> <li>・最初に包括申請する場合のDIPSでの手順についてどの画面から申請するのかマニュアルを読んでも分かりませんので、詳しい手順書をお願い致します。</li> </ul> <p>・私共のラジコンクラブの構成員は全員高齢者であるため、メール等閲覧するにも苦労しています。メール送信のみでなく、郵送での届出にも対応していただけませんか。</p> <p>・届出の更新について、更新期間を1～2か月程度設け、有効期間は現在の有効期間最終日の翌日から3年としてほしい。</p> <p>・ラジコンクラブが複数の飛行エリアを有する場合(滑走路不要なグライダー等を含む)は管理団体は代表管理記号に対してそれぞれの飛行場所の所在地を系統的に複数定義できるのでしょうか。</p> <p>・離着陸場所が2か所ある場合、合わせて登録できますか。</p>	<p>・本届出を行うときは、届出を管理する方のドローン情報基盤システム(以下、「DIPS」という。)のログインIDでオンラインの手続きを行って頂くことになります。届出を管理できる方であれば代表者である必要はありません。また、本届出は、届出内容に変更がない限り、3年毎の更新を迎えるまでは24時間毎に提出していただく必要はありません。</p> <p>・届出のDIPS操作方法については、システム上で手順書及びQ&amp;Aを掲載する予定です。操作方法についてはそちらをご覧ください。</p> <p>・なお、航空法に基づく「特定飛行」を行う場合の許可承認申請が必要となる飛行は本届出の対象外となるため、従前どおりの手続きをお願いいたします。</p> <p>・また、本届出の対象となる飛行(特定飛行を行わない飛行)の場合であっても、飛行計画の通報が推奨されておりますので、適切な実施をお願いいたします。</p> <p>・本届出への対応に係る国交省側のリソースやこの制度を利用される皆様の利便性を総合的に勘案した結果、本届出はDIPSによるオンライン手続きのみの対応となり、郵送での対応は見送ることとしております。メール送信は当該システムにおいて手続き確認のためお送りするメールになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、届出においてご不明な点がございましたら、ラジコン関連団体の窓口又はヘルプデスクまでお問い合わせください。</p> <p>・本届出案の有効期間の更新については、その期間を3年以内としているところです。これは、ラジコンクラブが解散した場合や飛行空域に変更があった際に必要な届出がなされず、情報の最新性が担保されない事態を防ぐため、届出に有効期間を設け継続的にこの制度を活用する場合は定期的な届出が必要としているものであり、従来の機体登録の有効期限の更新と同じ期間としています。</p> <p>・届出が有効である期間内にラジコンクラブが解散した場合や、入会、脱退など所属員の入れ替えなど情報の最新性のため、変更の都度届出が必要となります。</p> <p>・有効期間については、本通達案にある変更の手続きを行うと、その日から3年間の有効期間に更新されます。なお、機体登録については、従前どおり変更の有無に関係なく有効期間が設定(登録から3年)されておりますので、機体を継続して飛行させる場合は、有効期間満了日の1か月前から有効期間満了日まで更新手続きを行って頂きますようお願いいたします。</p> <p>・1つの届出で複数の離着陸場所の登録を行うことは可能です。</p>
4.届出の記載事項	<p>・構成員を特定するための番号としてラジコン関連団体が発行する番号を使用するとありますが、日本ラジコン電波安全協会が発行するラジコン操縦士の登録番号は「8桁-2桁」の数字となっていて最後の2桁の数字は2年ごとの更新時に01→02→03と増えていきます。全員が同じタイミングで更新する場合なら大きな問題にはならないですが、各人ばらばらのタイミングで更新となるため、各人の更新毎に申請しなおすと手間が大変です。ラジコン操縦士の登録番号の場合は頭の8桁だけで良いようにしてください。</p> <p>・RCKの識別番号について、例えば、「RCK12000456-05」との表示になるかと思いますが、末尾の「-05」は更新の回数を表しており、このとおりに表示すると2年ごとに末尾を書き換える必要がでてきます。また、届出の変更も必要になるかと思いますが、RCKの場合は、末尾三桁の「-05」は識別番号とは考えないようしてもらえないでしょうか。</p> <p>・「ラジコン関連団体が管理及び発行する番号(以下「識別番号」という。)を記載すること。」とされていますが、「ラジコン関連団体から付与されたラジコンクラブを特定するための番号」をもらった以外のラジコン関連団体のものが混在してもよいのでしょうか。(例: JPNをラジコン関連団体とした場合に、RCKの番号しか持っていない構成員はJPNの番号を取得しなければならないのでしょうか)</p> <p>・識別番号について、一意となるような番号の付け方になっているのでしょうか。少なくとも、どこのラジコン関連団体のものであるのかが分かるような番号体系又は、ラジコン関連団体についての判別が行えるような番号・記号表示を希望します。</p> <p>・ラジコン関連団体とは、JPN、RCKが想定されるが、そのどちらかかよいということでしょうか。</p>	<p>・構成員を特定するための番号として、ラジコン関連団体が管理及び発行する番号と本通達案では規定しております。この番号は機体所有者を特定するための管理番号ですので、末尾の番号がなくとも管理できる場合は、必要な番号のみで届出ができるよう検討いたします。</p> <p>・本通達案の要件に適合する旨の申出をし、当局が適切と認めた団体がラジコン関連団体となりますので、当該団体が発行した番号(識別番号)での届出が必要になります。</p> <p>・また、要件を満たすラジコン関連団体が複数存在する場合、ラジコンクラブ内で異なるラジコン関連団体から識別番号の発行を受けた方が混在すること自体は、個人を特定できれば問題ありません。ただし、このような場合に一人で複数のラジコン関連団体から識別番号の発行を受けている方については、いずれか一つのラジコン関連団体から発行された識別番号での届出をお願いいたします。</p> <p>・識別番号については、ラジコン関連団体が管理及び発行した番号となりますので、登録記号のように当局が任意に発番したものではありません。なお、本制度開始以降、申出を行い当局が適切と認めた団体については、HP上で公表を行う予定です。</p>

## ご意見の概要及び国土交通省の考え方

項目	主なご意見	国土交通省の考え方
4.届出の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛行区域に関し、「飛行空域は離着陸場所の区域を包含するもの」とあるが、専用の飛行場を有する ラジコンクラブの場合は「離着陸場所」が滑走路のみをさすのか飛行場全体をさすのかが不明確となる。よって、単なる離着陸場所ではなく「離着陸場所の区域(滑走路部分)」と表記してもらいたい。</li> <li>離着陸場所 = 飛行場全体とすると飛行場敷地にはクラブハウスや駐車場所も含めておりそこは飛行禁止としている為に離着陸場所全てを飛行空域にできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度はラジコンクラブが管理する場所において、あらかじめ届け出られた飛行区域の上空に限り飛行させる場合に登録を免除とするものです。飛行区域が滑走路以外も含まれる場合は、地図上にその範囲を示したデータの提出をお願いいたします。なお、既に制定されているリモートID特定区域の届出も同様の趣旨となっておりますので、そちらも参考にしてください。</li> </ul>
5.飛行を行うにあたって講じる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出時に錯誤を招かないよう、飛行空域の上限となる地表からの高度の解釈について、届出要領末尾に解説の添付をお願いしたい。</li> <li>ラジコンクラブ向けに特化した規則改正後の溶け込み版の解説資料作成を希望する。事業用ドローン等と混在したものは判りにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本通達案において届け出る飛行空域の高度は、「飛行空域の上限となる地表からの高度」としており、飛行空域内の地表最高地点からの高度ではありません。なお、飛行高度の届出については、既に制定している許可承認申請やリモートID特定区域の届出も同様の取り扱いとなっておりますので、そちらも参考にしてください。</li> <li>また、本通達案の届出はDIPSで行うこととなりますが、操作方法に関するマニュアルやQ&amp;Aを作成し、本制度をご理解いただけるような対応を進めてまいります。</li> </ul>
6.その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジコン飛行場の多くは河川敷にあるため、河川や海の上空を含む空域を設定する際に水面上では柵や塀、立ち入り禁止の表示が不要になることを明言して欲しい。</li> <li>飛行区域の範囲を明示するための措置とありますが、離着陸場の間違えではないのか。</li> <li>監視する補助者の措置に関し、専用の飛行場の場合は対象外機の飛来はありえないので除外も可としてはどうか。</li> <li>「飛行区域の外縁を描画した地図と届出事項の印刷したものを構成員が持参」とあるが、離着陸場所管理団体が離着陸場所に飛行区域の外縁を描画した地図と届出事項の印刷物を掲示しておくことで可してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本通達案において、飛行を行うにあたって講じる措置として飛行空域における安全管理措置が規定されております。安全管理措置を不要とすることはできませんが、「外縁が河川や草地などに存在する、境界線の表示や物件の設置が許容されていない等の理由で物理的に標識を設けることが困難である場合は、求めに応じて届出内容を提示すること等により届出に係る飛行区域の範囲を明示するための措置とすることができる。」とする注釈を参考にしてください。</li> <li>区域周辺の人又は物件の安全を確保するため、飛行空域において講じる安全管理措置を規定しております。そのため、離着陸場所のみならず飛行区域を含めた範囲が対象となります。なお、本措置は本通達案の他、飛行許可承認、リモートID特定区域及び試験飛行届出においても同様に立入管理措置として規定しており、当該ルールを遵守して安全な飛行が行われているものと認識しております。</li> <li>専用の飛行場であった場合でも対象外機の飛来や飛行させている機体が飛行区域の上空から逸脱する可能性は否定できないことから、原文のままとします。なお、この安全管理措置は既に制定している許可承認申請やリモートID特定区域での安全管理措置も同様の趣旨となっておりますので、そちらも参考にしてください。</li> <li>届出内容を確認できるものを携帯し必要に応じて提示することを原則としますが、届出内容の確認を求められた場合、常に提示することが可能であれば、その他の方法を否定するものではありません。</li> </ul>
6.その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>150メートルの高度規制も本制度の対象としていただきたい。</li> <li>資格、機体、空域、特定飛行で息が詰まる状態から、ほんの少しだけ緩和条件つける目的が見えない。ドローンを機体登録しなくても違反にならない本制度の目的が意味不明。機体登録は必要で良いが特定の離着陸場所での飛行については、特定飛行を行っても申請は不要ぐらいの分かり易いものにして欲しい。</li> <li>法遵守が行なわれているラジコンクラブには法第132条の85第1項各号に掲げる空域についても登録を不要とする代わりにラジコン関係団体から賦与する個人の認識番号で管理することはできないか。</li> <li>本届出の対象外とされている「承認が必要な飛行(特定飛行)を行う場合」についても識別番号として無人航空機の1つの登録記号を以って個人(操縦者)を特定・代表するものとして扱い、一個人が個別機体(多数)の登録記号を取得するなどの登録手続等に係る利用者負担の軽減を図られる施策を希望します。</li> <li>人口集中域で飛行するラジコンクラブの届け出は本制度の対象となり得るか。</li> <li>その他の留意事項で「特定飛行」は対象外ととしています。人口集中域での飛行を対象外とするのであれば、文末ではなく冒頭の飛行要件の中に明記すべきかと思えます。</li> <li>ラジコン航空機で150m以上の空域で特定飛行を行う場合機体登録及び登録記号の表示義務適用とあるが、無人航空機の飛行に関しては許可申請を別途行う必要があり、機体についても本省令により飛行者個人を特定する識別番号の表示義務がある。これまで通り機体登録と登録番号の表示義務が必要であるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空法施行規則第236条第3項(以下、省令という。)は、利用者負担軽減を図るため、限られた区域及び高度で飛行する機体の登録を不要とするものであり、全ての飛行において登録を不要とするものではありません。</li> <li>航空法第81条に基づき、有人航空機は離着陸時を除いて地上等の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下で飛行してはならないとする最低安全高度が定められており、有人航空機と無人航空機の飛行する空域を分離し、双方の安全を確保する目的で、航空法第132条の85に基づき有人航空機と競合する地上等から高度150メートル以上の空域については無人航空機の飛行を原則禁止しているものです。</li> <li>その上で、省令は所有者の把握のための制度である登録制度に関し、あくまで空域の限定等一定の要件下で無人航空機の登録義務を免除するものであり、これにより有人航空機と無人航空機双方の安全確保のための規制である高度150メートルの規制の見直しを行えるものではないことはご理解をお願いいたします。</li> <li>このため、航空法第132条の85第1項各号に掲げる空域(高度150m以上の空域や人口集中地区の上空を含みます)における飛行及び同法第132条の86第2項に掲げる方法によらない飛行を行う場合は、登録免除の対象外となるため、当該飛行を行う場合は引き続き機体の登録及び機体への登録記号の表示、当該空域の飛行許可承認が必要となります。</li> <li>また、本通達案の飛行要件は、既に改正された省令において規定されており、飛行の目的や飛行方法、機体の要件が対象となっております。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

## ご意見の概要及び国土交通省の考え方

項目	主なご意見	国土交通省の考え方
7.改正案におけるその他のご意見について	<p>・群馬県太田市にラジコン飛行機の聖地ともいえる尾島飛行場がありますが、ここはラジコン愛好家に貸し出して多くの人が利用できるようになってきました。離着陸場所管理団体として太田市がなって、機体登録不要にしていきたいと思えます。</p> <p>・電子メールでの手続については、登録システムと絡めての手続であるといいのではないかと考える。その方が不正発生時により多くの情報が残されているものになるのではないかと。</p> <p>・この内容では届出の難易度がまだ高すぎます。</p> <p>・最大タービンエンジン合計推力について、「kg」としているのは単位としておかしいのではないかと考える(推力なのであるかが、kgfやNといった単位であるべきではないのか？科学技術的に適切な単位の使用を行うべきと考える。)</p>	<p>・離着陸場所管理団体の要件に合致する団体が管理する離着陸場で構成員(届出が行われている他の離着陸場所管理団体の構成員も含まれます。)が行う飛行は本制度の対象となりますが、対象とならない場合は、引き続き機体の登録及び機体への登録記号の表示が必要になります。</p> <p>・頂いたご意見は、今後の利用者利便の参考とさせていただきます。</p>
○改正案以外のご意見		
その他のご意見	<p>・今回の改定は、理解できない部分が多すぎる。離着陸場の登録、DIPSの登録が複雑すぎます。模型文化は、残さないが国の方向性なのでしょうか。無人航空機のカテゴリー3移行に伴う締め付けではないのか。</p> <p>・DISPも現在は10日開庁日が必要です。今後、全ての飛行(150メートル以下)の飛行まで登録するのは、どのようなシステムをお考えでしょうか。</p> <p>・娯楽目的であっても登録制は継続したほうが良いと思えます。現登録を負担と感じるのは、機体個々に費用が発生することが主な原因です。保有者(責任者)登録にしてはどうかでしょうか。一つの登録番号を保有機体に使用することで負担の軽減を得れます。ラジコン機の趣味には危険と責任を自負すべき観点からの思いです。</p> <p>・ラジコン関連団体の識別番号を機体に表示するのであれば、今回のような届出は不要としてはどうでしょうか。ラジコン関連団体に参加するくらいマニアですから、様々なモラルや社会常識は持ち合わせています。また、識別番号表示により、住所、氏名等は把握できます。</p> <p>・機体毎の登録制に反対。趣味の範囲では航空法に抵触するような飛行はしないと思えます。個人にIDを与え、その個人の所有する機体に個人のIDを添付で十分事足りると思えます。</p> <p>・現在平日飛行させる折に地域の航空自衛隊に「〇時より〇時まで飛行させます」という連絡を行っているが、こちらら簡易化もしくは不要にしたい。</p> <p>・日本のマルチローター機の技術は、中国に比べて非常に遅れていることが関西万博の飛行中止でも証明された。趣味の世界でも、FPVドローンレース用の機体は、一般的なRC航空機と異なり、若年層が高度な制御技術を学ぶ機会となっているが、本制限案はそれを阻害するものとなっている。</p> <p>・特定飛行を行うにあたり責任の重大性は大きくなるが、クラブの飛行ルールや無人航空機飛行ルールで管理されたラジコン離着陸管理場所で行う特定飛行において、機体登録の有無で一般航空機に対する安全性が担保されるとは思われない。</p> <p>・ラジコン模型航空機文化は、日本の技術力や創造性を象徴する貴重な財産です。規制と振興のバランスを取りながら、次世代に継承していく必要があります。「ラジコン文化」の振興には、裾野を広げることが不可欠です。2015年以降の無人航空機に関する航空法規制により、ラジコン文化、特に空ものラジコンが大きな影響を受けている現状は、憂慮すべき事態です。</p> <p>・航空法規制の強化により、飛行場所の制限、許可・承認手続きの煩雑化などが生じ、ラジコン愛好者の活動が制約されています。特に、高度制限や飛行禁止空域の拡大は、空ものラジコンの魅力を大きく損なう要因となっています。</p> <p>・規制の影響で、若年層がラジコンに触れる機会が減少し、技術や知識の継承が困難になっています。かつて子供たちの憧れであったラジコンの魅力が薄れ、新たな愛好者の育成が課題となっています。</p> <p>・ラジコンは、技術的な工夫や挑戦を通じて、創造性を育む貴重な文化です。規制により、自由な発想や技術開発が阻害され、文化としての多様性が失われる可能性があります。</p> <p>・事前登録によりリモートID免除となっている機体(以下、ID免除機)は、継続申請により免除が延長されると聞いている。ID免除機が飛行方法の変更等により特定区域内で150mを超える飛行を行おうとする場合はどのような手続きを取れば良いかを知りたい。</p>	<p>・本制度は、ラジコンクラブが管理する特定の飛行場において、当該構成員が飛行する機体の登録を免除するものであり、特定飛行を行わない全ての機体の届出を行うものではありません。本制度の対象とならない機体については、引き続き機体の登録及び登録記号の表示をお願いいたします。</p> <p>・なお、DIPSによる飛行申請に関し、申請方法の見直しやDIPSの改修を行うことにより、今年度中に手続に要する期間の大幅短縮を図ることとしております。</p> <p>・ご意見にあるとおり、万一事故等があった時の原因究明や所有者情報の把握、安全上必要な措置の実施には、目的にかかわらず機体の登録が必要であることはご認識のとおりです。</p> <p>・一方、無人航空機の飛行の安全の確保という観点と、手続の負担という双方の観点に鑑みて、無人航空機の登録義務を課すことが必ずしも合理性・効率性等があると判断されない場合に当該義務の適用を除外するために、昨年、航空法施行規則第236条が改正され、要件に合致する場合は機体の登録を免除するところとしました。</p> <p>・また、登録手数料は、所有者の把握だけでなく地上・水上の人・物件等の安全が著しく損なわれるものでないことの確認、登録原簿での機体管理等に必要なものであり、機体の登録時に発生する作業費やDIPSの維持管理費等実費相当の対価として登録を申請する方にご負担いただいているところです。当該趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>・本パブリックコメントは、航空法施行規則第236条の施行に伴う通達制定案に関するものであり、頂戴したご意見は今回の制定案に直接関係するものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・本パブリックコメントが対象としている航空法施行規則第236条の施行に伴う通達制定案とは関係なく、事前登録によりリモートID機能の装備が免除された機体については、登録更新がなされれば引き続きリモートID機能を装備することなく飛行を行うことが可能であり、これは高度150m以上の飛行を含む特定飛行においても同様です。</p>